

奈良県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年一月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|---------|--------------|------------|
| 木下薬局    | 桜井市大字芝一三六〇番地 | 令和二年十月三十一日 |